



令和 5 年 7 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

今年はエルニーニョ現象！？

皆さん、こんにちは。

先日、台風 2 号と梅雨前線の影響で、和歌山県、愛知県、静岡県などで大雨が降りました。なんでも一部地域では 100 年に一度より稀な降水量だったとのこと。被災された皆様へ心よりお見舞い申し上げます。

さて、私が商工会議所で当時 BCP 担当の委員長だったこともあり、弊社では BCP 計画なるものがあります。

BCP とは、「Business Continuity Plan」。超簡潔に言うと、災害が起こったときの行動計画です。誰が点呼して、誰がまとめて、誰が指揮をとるのか、(その人物が被災しているときには、次の誰が指揮をとるのか)。会社のうち大事な部分はどこなのか。どこを第一に復旧すべきなのか、復旧できない場合どうするのか、などなど。



先日、春日井市の石黒市長様が東京で災害時の対応について研修を受けてきたとのことでした。被災された行政のトップの方の話を聞いて一番心に残っているのが、「災害は忘れた頃にやってくる。というけれど、実は忘れる前にやってくる。だから準備が大事なんだ。」とのこと。

ということで、うちの倉庫には、何日か分の備蓄を用意してあります。

エルニーニョなのかラニーニャなのか、はたまたラザニア(笑)なのか。毎年その言葉を聞いているような気がしますが、要因はどうあれ、災害への対策はしっかりとしておきましょう！

本店
便り

ラストメンバー紹介

文責：亀田

こんにちは。この原稿執筆時は梅雨の真っただ中で気分も滅入りがちですが、この DR.tax が皆様のお手元に届くころには晴れの日も増えてきているのでしょうか。

さて、ご好評いただいております自己紹介シリーズ、残念ながらなんと今月号で最終回です！

初めまして。山上 純華（やまがみ じゅんか）と申します。

趣味はコロコロ変わりますが、ランニングと筋トレです。最近、足型や歩き癖などを計測し、そのデータから自分に合ったランニングシューズを選び、週末はランニングをしています。筋トレも時間があるとコツコツやっています。



高校と大学では簿記と経営学を中心に学びました。特に簿記は高校生の頃から好きなので今でもコツコツ勉強しています。

コロコロコツコツな性格なので、皆様から日々学んでいきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ご紹介してきたメンバーも入社から数か月が経ち、だんだん業務に慣れてきました。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

こんにちは。輝く太陽がまぶしく、夏の到来を感じさせる季節となりましたね☀
我が家の田んぼも田植えから 1 カ月経ち、稲も順調に育っています。今から収穫が…新米で作ったほかほかおにぎりが待ち遠しい♡

事務所はというと、執筆時の 6 月は恒例の健康診断の時期です。

健康診断前の一部職員は、ダイエット、法人契約をしているジムへ足繁く通う、……など最後の悪あがきをしています、え？私ですか？ありの～ままの～姿で臨んでいます。今年も記録更新！過去最高体重。まだまだ成長期です。



さて、今月はこの健康診断についてのお話です。

労働安全衛生法では会社に対して、労働者に医師の健康診断を実施しなければならないと規定しています。事業規模を問わず、労働者に健康診断を受診させるのは会社の義務です。

●健康診断時期：主に、

- ・ 雇入れ時に行う「雇用時の健康診断」
- ・ 年 1 回定期的に行う「定期健康診断」
- ・ 深夜の業務や危険業務に携わる人が対象の、6 月以内毎に 1 回行う「特定業務従事者の健康診断」

があります。

（他に「海外派遣労働者の健康診断」「給食従事者の検便」があります）

●対象者：正社員→常時使用する労働者に該当するため、全員が健康診断対象者となります。

年齢による例外等はありません。

パート・アルバイト

→週の労働時間が正社員の 3/4 以上で、1 年以上継続して雇用する場合は、対象となります。

役員 →労働者性の有無によって判断します。支店長や部長等を兼務している役員等は労働性があるとみなされ、対象となります。

●費用負担：健康診断の実施は会社の義務なので、会社が負担すべきものとされています。

●実施時間：一般の定期健康診断については、特に所定労働時間内に実施する義務はありません。

もっとも、できるだけ労働者の便宜をはかり、所定労働時間内に行うほうが望ましいです。特殊健康診断（有害業務に常時従事する労働者対象）については、所定労働時間内に行わなければならない。時間外等を実施するのであれば、その時間については割増賃金を支払う必要があります。

●健康診断を労働者が拒否した場合：

労働安全衛生法では、労働者に対しても受診する義務を課しています。

法律上の罰則はありませんが、会社は就業規則に基づいて懲戒処分を行うことができます。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

●健康診断にかかった費用：

法人→正社員だけでなく、パート等の健康診断費用も経費計上（福利厚生費）できます。

但し、福利厚生費として経費計上するためには、①全ての従業員が同じ内容の健康診断を受ける、②法人が直接健康診断費用を払う、③常識の範囲内の金額である、ことが必要です。

個人→個人事業主自身が健康診断を受け、健康診断費用を支払った場合は経費に出来ません。また、青色専従者として家族に給与を支払っている場合も、家族が受けた健康診断の費用に関しては、経費には出来ません。ただし、従業員を雇用し、従業員の健康診断費用を支払った場合は、経費計上できます。

不明点は担当者まで…。

経営
情報

インボイス制度における適格“簡易”請求書について

文責：舟橋

インボイス制度が開始されるまであと少しとなりましたが、事業者の負担軽減や補助金対応など支援措置も増えてきました。

※過去の DR.tax では 2 割特例や少額特例についての説明をさせていただいております。弊社のホームページにて過去の DR.tax の閲覧が可能ですのでご確認ください。

今回は適格“簡易”請求書についてのご紹介です。

こちらでも適格請求書を発行される方々と同じく税務署長の登録が必要となります。また、どの業種の方でも発行できるわけではなく、不特定多数の者に対して販売等を行う特定の事業者に限定されています。例えば、小売業、飲食店業、タクシー業の方々が当てはまります。

簡易とはいえ、課税事業者は適格簡易請求書の保存で仕入税額控除の適用ができます。領収書やレシートも記載事項を満たしていれば適格簡易請求書として取り扱うことができます。

適格簡易請求書の記載事項は下記①～⑤で、適格請求書と比べると少なくなりました。

適格簡易請求書

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

② 取引年月日

③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）

④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
(税抜き又は税込み)

⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

② XX年11月30日

スーパー〇〇
東京都…
登録番号 T 123456… ①

③ 領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合 計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
軽減税率対象		¥50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

④ ⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

令和 5 年 10 月 1 日インボイス開始の際にスムーズに業務を行えるように、請求書や領収書などの見直しをしてみてください。

ご不明点等ございましたら各担当者までご相談ください。

【参考】国税庁 適格請求書等保存方式の概要

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

行楽 日記

島根旅行

文責：徳田

ゴールデンウィークに出雲大社へ行って来ました。

テレビや雑誌で出雲大社の大しめ縄を見て、一度は訪れてみたいとずっと思っていました。

出雲大社の神楽殿に飾られているしめ縄は日本一の大きさで、重さ 5.2t、長さ 13.6mもあるそうです。やはり生で見るとその大きさ、迫りに圧倒されました。二本の縄は手作業で編み込み、ひねりあげる作業は人間とクレーンを使ってするそうです。日本の職人の培われた技術は素晴らしいですね、感動しました。

参拝後は、正門前にあるお店で「のどぐろ丼」を食べました。

日本海で獲れるのどぐろは脂が多く、「白身魚のトロ」と呼ばれるそうです。軽く炙ってあるのどぐろは脂がのっており、すごく美味しかったです。

出雲大社へ訪れる際には、ぜひオススメしたいです。

今回の旅行では足立美術館や松江城などの島根県の定番観光スポットを巡りましたが、どこもそんなに混んでおらず、ゆっくり見て回ることができました。

県営名古屋空港から出雲空港まで一時間弱のフライトで行けるので、みなさんも訪れてみてください。



7月の税務

- | | |
|--|---------------------------|
| ・ 固定資産税(都市計画税)の第 2 期分の納付 | 納付期限…7 月中において各自治体の条例で定める日 |
| ・ 源泉所得税納期の特例分(1 月～6 月分)の納付 | 納付期限…7 月 10 日(月) |
| ・ 6 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 | 納付期限…7 月 10 日(月) |
| ・ 所得税の予定納税額の減額申請 | 申請期限…7 月 18 日(火) |
| ・ 所得税の予定納税額の納付(第 1 期分) | 納付期限…7 月 31 日(月) |
| ・ 5 月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)、
11 月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分) | 申告期限…7 月 31 日(月) |

無料経営相談実施中!!!

代表 三上による経営相談をご活用ください!

2023 年 7 月開催スケジュール(要予約)

7 月 4 日(火) 10～12 時
7 月 5 日(水) 13～17 時
7 月 10 日(月) 18～20 時

ご予約電話番号 **0120-974-830**

三上税理士法人

■本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92 TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108-9 TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771
◆共通メールアドレス mikami@taxer.info